

令和2年第3回定例会（第4号）

令和2年9月24日（木曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1号 令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 議案第57号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 発議案第5号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書
- 日程第11 発議案第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 日程第12 発議案第7号 「子どもの貧困」解消など教育予算の確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書
- 日程第13 発議案第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第14 発議案第9号 種苗法改正に関する意見書
- 日程第15 発議案第10号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
- 日程第16 閉会中の継続調査の申出について
- 日程第17 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長 谷 川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長 宮 田 東 総 務 部 長 釣 谷 隆 士

民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総 務 部 税 務 課 長	広 部 美 幸
会 計 課 長	青 山 栄久雄	民 生 部 住 民 課 長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民 生 部 福 祉 課 長	村 山 德 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経 済 部 商 工 観 光 課 長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	田 中 正 彦	経 済 部 土 木 課 長	佐々木 陵 二
経済部都市住宅課長	川 島 篤 実	経 済 部 上 下 水 道 課 長	笠 原 泰 之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	扇 田 誠	学 校 教 育 課 長	北 村 公 志
生 涯 教 育 課 長	竹 内 圭 介	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監 査 委 員 永 田 英 利

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏 美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

4 番	池 田 誠 悦	5 番	田 村 敏 郎
-----	---------	-----	---------

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） ただいまから、令和2年第3回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

4番 池田 誠悦 議員

5番 田村 敏郎 議員

以上2議員を指名いたします。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

町長より町政動向報告が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 議事にまだ入っていないのですけれども、何の議事進行でしょうか。

○13番（川村主税） ちょっと2点ほどお聞きしたいのですけれども、本日の資料の中に、少数意見報告書というのが上がっているのですけれども、これについての流れというのを1点と、七飯町会議規則第42条のほうに、少数意見に対して質疑ができるというふうに出ているのですけれども、本日もその質疑ができるのかどうか、2点ほどちょっとお聞きしたいです。

○議長（木下 敏） 私が答えていいのですか。

今の予定でいきますと、少数意見の質疑につきましては、議長と監査委員を抜いた全員の決算特別委員会で、決算審査特別委員会の報告書にも全員の特別委員会ということで、質疑をしないようになっておりますので、少数意見の留保の報告書にも質疑をしない形を今日はどうしようと思っ

ております。

それと、あともう1点が……（発言する者あり）

昨日、議運を開いていたのですけれども、議運の中でそういう話が出なかった。川村議員も議運の委員だから、本来は議会運営委員会で聞いてもらえればいいのですけれども、今日の流れとしましては、今、委員会報告書が出た後に少数意見の報告書が出まして、その後、討論、採決という形で進めていく予定でおります。

○13番（川村主税） 会議規則の中で、42条の中には、少数意見に対しても質疑ができるというふうになっているのですけれども、これはやっぱり今回はできないということなのですか。

○議長（木下 敏） それでは、私のほうで今日予定していたのは、要は全員の特別委員会での報告書と少数意見の留保の報告書ということで、それは特別委員会の報告書に対しても委員長に質疑はやらないという形を、今までうちの慣例でやっていますので、だから、その点について、全員の特別委員会から出てきている少数意見の報告書です。それに対して、またその委員がどうのこうのという取り扱いを今日はする予定はございません。

議事進行ですか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○12番（中島勝也） 今、議長のお話聞きましたけれども、確かに報告書については、これは議論は除きますよね、できません、全員でやっているわけですから、報告書のほうは。でも、少数意見のほうは議論されていないのですよ、全く。急に出てきたものなのです。全員、全員というけれども、これはまた別もので出てきたものなのです。報告書については全員で協議していますから、これは議論は除かれますけれども、少数意見については、今日、意見が出てきたばかりですから、それについては全員であろうが何であろうが関係ないわけですよ、新たに出てきたものだから。それについては、やっぱり疑問があれば議論ができるという形に条例上なっているわけですから、これはやっぱり……。

○議長（木下 敏） 何条ですか、条例上、なっ

ているのは。(発言する者あり)

○12番(中島勝也) 42条らしいです。

○議長(木下 敏) それでは、まず暫時休憩しまして、今の問題をきちっと議会運営委員会で協議して、本来であれば、昨日の議会運営委員会の中でそういうことが出ればよかったですけれども、今、本会議ということで、大変町民、または理事者には迷惑をかけますが、暫時休憩しまして、議会運営委員会を開催いたします。

午前10時04分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

川村議員と中島議員の議事進行に関わる議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長長の報告を求めます。

中川委員長。

○14番(中川友規) まずは、貴重なお時間をいただきましてまことに申し訳ございませんでした。

川村議員と中島議員からの議事進行について、議会運営委員会で協議した結果、少数意見報告書に対する質疑については、議会運営例規第52項の規定により、質疑を行わないことに決しましたので、報告いたします。

また、これからの進め方につきましては、特別委員会報告及び少数意見報告後、報告に対する質疑を省略して、原案に反対の討論、賛成の討論を行い、採決に入りますので、報告いたします。

以上、報告といたします。

日程第2

認定第1号 令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3

認定第2号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4

認定第3号 令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5

認定第4号 令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6

認定第5号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7

認定第6号 令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8

認定第7号 令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について

○議長(木下 敏) 日程第2 認定第1号令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3 認定第2号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4 認定第3号令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第4号令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第5号令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第6号令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8 認定第7号令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について、以上7件を一括して議題といたします。

7件を一括して、令和元年度決算審査特別委員長長の報告を求めます。

長谷川委員長。

○8番(長谷川生人) 委員会報告第9号令和元年度決算審査特別委員会報告書。

令和2年9月10日、第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された、令和元年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和2年9月23日。

七飯町議会議長、木下敏様。

令和元年度決算審査特別委員会委員長、長谷川生人。
記。

事件名、(1) 認定第1号令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

(2) 認定第2号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

(3) 認定第3号令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

(4) 認定第4号令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

(5) 認定第5号令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

(6) 認定第6号令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

(7) 認定第7号令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について。

2、審査の経過。

令和2年9月10日、11日、14日、15日、16日、18日、23日の7日間、委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長、副町長、教育長、担当部長、教育次長、担当課長、局長、センター長の出席を求め、審査を行った。

3、審査の結果。

(1) 認定第1号令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、不認定。

概要及び理由。一般会計の歳入歳出決算は次表のとおりである。御覧願います。

令和元年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額119億8,853万2,464円で、前年度と比較し、国庫支出金、町債などの減少により、全体で24億2,908万2,687円減少している。町財政の根幹をなす町税の収入済額は29億7,403万5,134円と、前年度より2,351万7,158円減少している。

委員からは、歳入のスクールバス売却収入7万円に関して、インターネットオークションを活用せずに、公募により売却したことについては、自主財源確保の観点からも、オークションを活用すべきであるとの意見があった。

歳出総額は118億5,658万8,526円

で、前年度と比較して、農林水産業費、商工費などの減少により、全体で23億4,758万2,875円減少している。

委員からは、歳出の学校管理費(小学校)の燃料費(プロパン)150万6,851円について、同一の敷地内にある施設に関して、同じ燃料の契約方法が異なることに統一性がないとの意見があった。

また、町道の着手がなされているが、引き続き未完了となっている工事箇所については、住民サービス向上の観点からも、計画的に早期での工事の完了をすべきとの指摘であった。

歳入歳出差引額は1億3,194万3,938円で、翌年度へ繰り越すべき財源625万5,000円を差し引いた実質収支額は1億2,568万8,938円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は2,001万812円の赤字であり、これに財政調整基金への積立金7,500万円を加え、基金取崩額6,500万円を差し引いた実質単年度収支額は1,001万812円の赤字である。不用額は2億9,576万7,474円(うち、繰越明許分2,409万7,966円)となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各種会議、行事等の中止、公共施設の休館や学校の臨時休校などの措置がとられたことによる不要額があるものの、減額を見込めるというケースも一部見受けられた。委員からは、監査委員からの意見書にも記載されているように、常に財源の有効活用という観点に立ち、執行状況の把握と早期の予算整理に努めるべきとの指摘があった。

特に財政管理費の積立金8,452万4,427円の不用額については、補正予算において積立金を計上しているにもかかわらず、積み立てを行わなかったことに対する意見があった。

討論においては、同一の敷地内にある施設に関して、同じ燃料の契約方法が異なること、スクールバスの売却に関して、インターネットオークションの活用をせずに、公募により売却していること、基金積立金に関して、補正予算において積立金を計上しているにもかかわらず、新型コロナ

ウイルス感染症への対応という漠然とした理由で積み立てを行わなかったことが認定に反対する理由として挙げられた。

以上、本会計について、起立採決をした結果、賛成5名、反対9名により、不認定すべきものと決定した。

なお、賛成者から少数意見の留保があった。

(2) 認定第2号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、次表のとおりである。御覧願います。

本会計の歳入総額は33億4,201万3,079円、歳出総額は33億2,384万6,778円で、実質収支額は1,816万6,301円の黒字、単年度収支額は7,309万2,975円の黒字となっており、累積赤字の解消が達成されている。北海道との共同保険者へ移行したことにより、町の保険給付負担が減少したものの、今後も税収の確保や収入未済額の緊縮などにより、国保事業の適正かつ安定した運営に努めていただきたい。

以上のことを踏まえ、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は次表のとおりである。御覧願います。

本会計の歳入総額は4億1,861万9,813円、歳出総額は4億1,187万8,422円で、実質収支額は674万1,391円の黒字となっている。本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は次表のとおりである。御覧願います。

本会計の歳入総額は28億7,720万1,869円、歳出総額は28億2,358万2,660円で、実質収支額は5,361万9,209円の黒字となっている。

次に、介護保険サービス勘定については、歳入歳出同額の970万930円となっており、歳入は、介護予防サービス計画費収入で、歳出は、保険事業勘定繰出金である。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

下水道事業特別会計の歳入歳出決算は次表のとおりである。御覧願います。

本会計の歳入総額は8億5,217万2,897円、歳出総額は8億2,885万1,060円で、実質収支額は2,331万6,837円の黒字となっている。収入済額は前年度に比べ7,909万7,572円減少しているが、その主なものは、使用料及び手数料である。これは、下水道事業に地方公営企業法が適用され、令和2年3月31日現在の収入済額をもって本会計が廃止されたことにより、令和2年3月分の下水道使用料の全額と道補助金が未収入となっているためであり、未収金として新会計である七飯町下水道事業会計へ引き継がれている。本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

土地造成事業特別会計の歳入歳出決算は次表の

とおりであります。御覧願います。

本会計の歳入総額は145万8,126円、歳出総額は3万3,000円で、実質収支額は142万5,126円の黒字となっている。本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

総収益5億1,561万2,080円で、113万3,317円の増加。総費用4億4,753万5,590円で、276万2,676円の増加。差し引き、当年度純利益は6,807万6,490円で、162万9,361円減少したが、黒字決算となった。当年度純利益6,807万6,490円に、前年度繰越利益剰余金7,208万761円を加えた当年度未処分利益剰余金1億4,015万7,251円のうち、令和2年度期首に減債積立金5,000万円、建設改良積立金2,000万円を積み立てた処分後の繰越利益剰余金は7,015万7,251円としている。

以上、本会計については適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り、住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

報告は以上でございます。

○議長(木下 敏) 令和元年度決算審査特別委員会は、神崎和枝議員と議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、議会運営例規第52項の規定により、質疑を省略いたします。

委員長、お疲れさまでした。

次に、認定第1号令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、会議規則第75条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されております。

これより、少数意見の報告を求めます。

中川議員。

○14番(中川友規) それでは、読み上げて報告いたします。

令和2年9月23日。

七飯町議会議長 木下敏様。

令和元年度決算審査特別委員会委員 中川友規。

賛成者、稲垣明美、畑中静一、澤出明宏、川上弘一。

少数意見報告書。

令和2年9月18日の令和元年度決算審査特別委員会において留保した少数意見を、次のとおり、七飯町議会会議規則第75条第2項の規定により報告いたします。

記。

1、議案番号。認定第1号令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

2、意見の要旨。

決算の認定に当たって、最も重要な意義は、行政効果の客観的判断と、今後の改善や反省事項の把握と活用であると考えられる。

決算は、その結果を町の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てるといふ、将来に向けての前進的な意義が必要であり、その観点から、以下の点について意見を述べる。

一般会計を認定することに反対する委員からは、大中山小学校のプロパンガスの契約が大中山複合施設との入札方法が異なること、スクールバスをインターネットオークションで売却しないことに対する意見があった。

初めに、大中山小学校のプロパンガスについては、複合施設は異なり、随意契約での契約となっている。しかし、随意契約も地方自治法に定める契約方法の一つであり、随意契約によって納入していることだけをもって違法性があるものとは断じることができない。

また、決算審査特別委員会の審査の中で、教育委員会としては、大中山複合施設が3者で入札していることが把握できたことから、今後の事業の執行に当たっては、委員会での指摘に対して検討していきたいとの回答をしていることから、令和元年度の契約が随意契約であることだけをもって不認定の理由とはならないものとする。

次に、スクールバスの売却については、町ホームページや町掲示板において公告を行う、いわゆる一般競争入札の形式をとっている。委員が反対意見の中で述べたインターネットオークションについては、教育委員会としてもインターネットオークションの導入は可能であり、今後の財産の売却に当たっては検討することを回答しており、また、総括質疑の中でも同様に、今後、導入に向けて検討を行うことを回答している。インターネットオークションによる売却を行わないことが法令違反であれば認定をしない理由として適当ではあるが、地方自治法の規定による一般競争入札の執行によって売却したことは何ら違法性のあるものではなくも不認定の理由とはならないものとする。

ほかの委員からは、基金積立金を令和2年第1回定例会で積立金の補正予算を計上したが、新型コロナウイルスへの対応を理由に、予定どおりに執行できなかった理由が納得できないとの反対意見があった。

しかし、令和元年度一般会計の決算において、令和2年第1回定例会で、基金積立金を増額する補正予算の可決がありながら、基金積み立ての予算を執行しなかったことについては、地方自治法、その他関連法令及び条例上の違法性は見受けられない。

また、2月に発生した新型コロナウイルス感染症のため、対策に関わる財源として、前年度繰越金として翌年度に引き継ぎ、弾力的に活用したものであり、何ら別の目的に支出し、また、支出しようとしたものではなく、確たる理由があり、理解できるものである。

ただし、町長への総括質疑において、町長からおわびがあったとおり、予算を執行しなかったことに対し、議会側への十分な情報提供がなかったことについては、議会と行政とが信頼関係を築くという観点からは配慮に欠けた対応ではあるが、これをもって不認定とすることは不可解である。

また、決算を不認定とするには、単純な計数ミスを理由とする場合、不正経理などがある場合、施策の是非を利用とするものが挙げられるが、令和元年度についてはそのような例は見当たらず、

不認定とする理由とはならない。

以上のことから、令和元年度一般会計の決算を不認定とするまでの理由とはならないと考え、認定すべきと判断し、少数意見の留保をするものである。

以上、報告といたします。

○議長（木下 敏） 少数意見に対する質疑についても、委員会報告と同様に、質疑を省略いたします。

これより、討論、採決を行います。討論、採決については、認定第1号から会計ごとに順次行ってまいります。

最初に、認定第1号令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。本案に対する委員長報告は不認定であり、少数意見がありますので、まず、原案に反対の討論、つまり不認定に賛成の討論を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の討論を行います。

まずは、歳入についてであります。

町では、町有財産である42名乗りのマイクロバスを、地方自治法の定めるところにより売り払いを行い、7万円の収入を得たとしております。

しかし、落札者の申し込み理由は、売却、転売を前提としたもので、仮に税務課などが行っているインターネットオークションにかけたとすれば、もっと違った金額になっていたと推測できます。

ちなみに、町内のオークション参加業者に、同車種、同程度の落札価格を調べていただいたところ、22万円から50万円以上の取り引き価格が発生しており、町内で情報共有が確実にできていれば、明らかにもっと高額を得ることができたはずであると思います。

続いて、歳出についてであります。

私たちは大中山小学校へのプロパンガス納入方法を随意契約としたことが問題だと指摘しました。同時期に完成した多目的会館への冷暖房用プロパンガスの納入業者選定に当たっては、指名競争入札を行っており、統一性に欠け、問題がある

と判断した。

このことに関しては、指名競争入札を行うことが前提であり、できない場合に随意契約を行うと、七飯町契約規則運用方針で定めています。

さらに、この中では、随意契約を行う場合の16項目が定められておりますが、今回の契約はいずれの項目にも当てはまらないものと考えます。

よって、契約規則に違反しており、ひいては地方自治法にも抵触している可能性があり、認めることはできないと判断いたしました。

よって、私は、令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、不認定と判断いたしません。

終わります。

○議長（木下 敏） 次に、少数意見に賛成の討論、つまり認定に賛成の討論を許します。

川上弘一議員。

○16番（川上弘一） 私は、認定の立場でお話をさせていただきます。

先ほど少数意見報告書を同僚議員が読み上げましたとおり、一般会計の決算を不認定とする意見といたしましては、大中山小学校のプロパンガスの随意契約、また、スクールバスの売却に当たっての一般競争入札、そして、基金の積み立て分として補正予算を組んだ予算が予定どおりの積み立てができていないなどを挙げておりますが、これら2件の契約、そして、コロナ対策費としての弾力的な予算の執行につきましては、地方自治法上、全く問題があるものではなく、これらの事柄で一般会計決算を不認定とする理由にはどう考えても当てはまらぬと私は考えております。

しいてスクールバスの売却について言えば、ネットオークションを使って1円でも高く、多くの収入を得るべきだと言われておりますが、本当にそうなのでしょう。ネットオークションの危険なところは、代理人や頼まれ人が入札に参加できるということで、要するに相手方の本当の素性がわからないということにあります。まして今回は、公用車としてのスクールバスの売却であります。落札者が悪用するために購入し、例えば反社会勢力や違法物を運ぶ運搬車両に使用されるといふ最悪のケースも考えられるわけでありませう。

売ってしまえば後は知らないということではなく、今回は公募型の一般競争入札で行ったことにより、落札人の姿や形も明らかにでき、売却に対しての安心感を持つことができたのであります。よって、今回の入札での売却は、逆に、一般競争入札で入札することが最善の方法だったと私は考えております。ネットオークションで高く売れと言いますが、今後、公有財産の売却に当たっては、一般競争入札がいいのか、ネットオークションがいいのか、さては随意契約がいいのか、さまざまな角度から判断して、最良の売却方法を選択すべきであると考えております。

そして、今回の契約事務を担当した教育委員会からも、今後の事業の執行に当たっては、十分な精査、検討を重ねるという回答があり、そして、町長への総括質疑の中でも、町長は、今後の予算の執行に当たっては、議会への十分な情報提供の配慮に努めていきたいとの答弁をなされております。

これらのことも踏まえて、以上のことから、今回の決算審査においては、不認定に至る理由、また、決算数値の変化に関わる自体もないことから、令和元年度一般会計決算につきましては、当然、認定すべきであると私は考え、賛成討論といたします。

○議長（木下 敏） 次に、原案に反対の討論はありますか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場から意見を述べさせていただきます。

認定とできないのは、2款総務費1項総務管理費3目財政管理費25節積立金で、令和2年3月17日に令和元年度一般会計補正予算第10号により、積立金1億1,142万4,000円を決議したにもかかわらず、予算どおり積み立てを行わず、不用額8,452万4,427円を計上していることです。この補正予算による積立金の内訳は、財政調整基金積立金4,777万円、減債基金積立金2,019万5,000円、活力あるまちづくり推進基金積立金1,953万7,000円、公共施設設備基金積立金2,392万1,000円

というものです。振り替え伝票を起票するだけだと思われる積立金について、予算どおり執行しなかったことが、次の理由から納得できません。

1、未知の新型コロナウイルス感染症対策財源として留保したとの説明でしたが、結果的に新型コロナウイルス感染症対策として積立金を留保した当該財源を活用したビジョンも政策案も示されませんでした。

2番目として、3月18日から23日に令和2年度の一般会計予算を審議し、3月24日に採決した経緯にあります。その前に補正予算で積み立てをするという議決をしており、積立金を積み立てした前提で新年度予算が議論されていることです。

3点目として、新年度予算については、新型コロナウイルス感染症対策と関係のないほかの予算案はためらわず執行していること。

4点目として、積み立てをしたとしても、必要があれば改めて繰り入れすればよいこと。実際、令和2年4月24日に開催された令和2年第1回臨時会で財政調整基金繰入金7,286万5,000円を繰入金とした補正予算案が提出されています。この点については、別の目的に支出したのではなく、違法性はないとか、町長の裁量の範囲内であるとか、判断される方もいるようですが、財政の健全化に軸足を置くべきと考える立場とすれば、認められるものではありません。資金に余剰が生じたときは、あらかじめ歳出予算で、貯金、いわゆる基金への積み立てをすることを決めることもできます。結果として、まちの資金が増えたり減ったりするような影響はありませんが、一旦決議したその予算に対して、それを行わないということは、その姿勢は大いに問題なのではないでしょうか。

以上より、令和元年度一般会計歳入歳出決算書については、認定するべきではないと判断いたしました。

以上です。

○議長（木下 敏） 少数意見に賛成の討論ありますか。

澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） 認定、賛成の立場で討論いたします。

令和2年9月18日に行われた令和元年度決算審査特別委員会において提起された論点は、繰り返しになりますが、以下の3点です。

1、基金積み立ての補正予算が予定どおりに執行されなかったこと。

2、大中山小学校のプロパンガスの供給契約についての疑義。

3、スクールバスの売却についての疑義。

以上の3点であります。2番、3番の論点については、事実認定や違法性の有無について十分な精査がその場でなされたわけではなく、議論が未成熟のまま審議が終了というか終了しております。そのことから、決算不認定の理由には当たらないものと考えます。

残る論点は、1番の基金積み立ての補正予算が予定どおりに執行されなかったことですが、これについては、不正経理や違法流用があったわけではなく、当時の状況としては、新型コロナ禍の中で未曾有の危機に見舞われている町民の皆さんを救済するための緊急対策費として、弾力的な財政活用をしていく必要があり、やむを得ない措置であったこと。国からの対策費支援とのタイムラグなどの問題もあり、結果としてこのような経過となったこと。

また、これら一連の財政手法は、地方自治法や、その他関連法令、条例などの規定に抵触するものではなく、何ら違法性を帯びるものではないということ。

つまり、この1番目の論点で問題となるのは、予算不執行について、議会側への情報提供が十分になされないまま決算の審議に入ってしまったというケアレスミスがあったことのみであると考えますが、この点につきましても、町長総括質疑において、配慮不足であったと、町長みずから改善へ向けての反省の弁がありました。

以上、述べたとおり、令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算の認定につき、論点2番、3番は、審議未成熟のため、論点から外れることになりますし、また、論点1番については、議会に対して、事前の説明不足や配慮を欠いた不手際は

あったものの、何ら違法性や不正の意図を帯びた執行がなされたものではなく、不認定の理由には当たらないと考えます。

ゆえに、本件決算は原案どおり認定するのが至当と考えます。

以上。

○議長（木下 敏） 次に、原案反対の討論ありますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 以上で、討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 畑中議員。

○7番（畑中静一） 採決に当たっては、記名採決をお願いいたします。（「賛成」の声あり）

○議長（木下 敏） ただいま記名投票による採決ということで、ただいま畑中議員から、認定第1号令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定についての採決について、記名投票で行うよう要求があり、所定の賛成者がおりますので、会議規則第81条第1項の規定により、投票により採決を行います。

投票の準備を行いますので、暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 1時51分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

ただいまより、認定第1号令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は、記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、池田誠悦議員、田村敏郎議員、以上、2議員を指名いたします。

投票用紙を配付する前に、念のため申し上げます。

認定第1号令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は不認定であります。この場合、議会運営例規第80項の規定により、委員会報告が否決の場合の採決の方法は、原案について採決することになっております。

よって、認定に賛成の議員は賛成と、認定に反対の議員は反対と記載し、あわせて議員名を投票用紙の枠内に記入願います。

また、白紙及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否となり、反対の票となりますので、念のため申し上げます。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（木下 敏） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（木下 敏） 投票箱に異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が点呼いたしますので、順番に投票をお願いいたします。

事務局長に点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（関口順子） それでは、議席の順番にお名前を申し上げますので、記載所で記載の上、投票箱に投函願います。

横田議員。

神崎議員。

平松議員。

池田議員。

田村議員。

稲垣議員。

畑中議員。

長谷川議員。

上野議員。

坂本議員。

澤出議員。

中島議員。

川村議員。

中川議員。
若山議員。
川上議員。
以上でございます。

○議長（木下 敏） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
ただいまより開票を行います。
池田誠悦議員、田村敏郎議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○書記（妹尾洋兵） それでは、読み上げます。

池田議員、反対。
中島議員、賛成。
上野議員、賛成。
横田議員、反対。
坂本議員、反対。
稲垣議員、賛成。
畑中議員、賛成。
中川議員、賛成。
澤出議員、賛成。
平松議員、反対。
川村議員、賛成。
長谷川議員、賛成。
神崎議員、賛成。
若山議員、反対。
川上議員、賛成。
反対。氏名記載なし。

○議長（木下 敏） 無効。無効票、名前が書かれていない。（発言する者あり）

もう投票はきちっと終わっていますし、きちっと説明もしていますし、それで御異議もなかったのです。（発言する者あり）原案ね。そう。

まず、投票は終わっていますので、投票をこれで閉めたいと思います。

それで、暫時休憩したときに、今、中島議員、上野議員から出ている件については、私のほうから今話します。

それでは、立会人の人、よろしいですか。間違いございませんか。投票には間違いありません。

投票の結果を報告いたします。
投票総数は16票であります。
これは先ほどの出席議員数と符合いたします。
有効投票は15票、無効投票は1票でございます。

そのうち、賛成が10票、反対が5票であります。

以上のとおり、賛成が多数でありますので、よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 6分 休憩

午後 2時 20分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、認定第2号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第2号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告は認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第3号令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告は認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第4号令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告は認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第5号令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告は認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第6号令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告は認

定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第7号令和元年度七飯町水道事業会計決算認定についての委員長報告は認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9

議案第57号 令和2年度七飯町一般会計補正予算(第7号)

○議長(木下 敏) 日程第9 議案第57号令和2年度七飯町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは、議案第57号令和2年度七飯町一般会計補正予算(第7号)について、御説明を申し上げます。

このたびの補正は、本年9月15日の豪雨により、長万川、仁山川等の河川が洗掘、土砂埋塞等の被害を受け、その災害復旧のための補正でございます。

それでは、補正内容について御説明申し上げます。

第1条、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ160億7,358万4,000円とする

ものでございます。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

11款災害復旧費2項2目河川災害復旧費は、河川災害復旧事業として、委託料は河川の災害復旧を行うため、災害復旧応急業務委託料1,150万円の追加でございます。

次に、5ページの歳入に戻っていただきます。

20款諸収入5項4目雑入は、北海道市町村備荒資金組合納付金災害支消金1,150万円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第57号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第7号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

発議案第5号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

○議長（木下 敏） 日程第10 発議案第5号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

長谷川生人議員。

○8番（長谷川生人） 発議案第5号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年9月14日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、長谷川生人。

賛成者、七飯町議会議員、川上弘一議員、川村主税議員、畑中静一議員、平松俊一議員、上野武彦議員。

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に設けられている免除制度が、平成30年3月末で廃止される予定となりましたが、索道事業者や農林水産業者等からの強い要望により、3年間延長措置が認められ、令和3年3月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪期の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当町内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため、雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

また、当町の農業においても、トラクターやコンバイン等の大型農業機械を所有し、燃料として免税軽油を使用しています。経営コストに占める燃料の比率がきわめて大きく、燃料の高騰が継続する中で、課税免除措置が廃止されると大きな経済的打撃を受けることとなります。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など、幅広い産業の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

以上でございます。よろしく御審議願います。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

発議案第5号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11

発議案第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

○議長（木下 敏） 日程第11 発議案第6号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

長谷川生人議員。

○11番（長谷川生人） 発議案第6号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年9月16日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、長谷川生人。

賛成者、七飯町議会議員、中川友規議員、川村主税議員、平松俊一議員、田村敏郎議員、澤出明宏議員、畑中静一議員。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な土地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光

業、農林水産業など、幅広い分野において大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取り組みを継続しながら、経済活動との両立を図ることや、復興に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は、近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光を初めとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2、高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3、令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減債、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続

を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上でございます。よろしく御審議願います。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

発議案第6号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12

発議案第7号 「子どもの貧困」解消など教育予算の確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の多忙化解消・「3

0人以下学級」の実現に向けた意見書

○議長（木下 敏） 日程第12 発議案第7号「子どもの貧困」解消など教育予算の確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

川上弘一議員。

○16番（川上弘一） それでは、発議案第7号「子どもの貧困」解消など教育予算の確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書につきまして、読み上げまして提案説明にかえさせていただきます。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和2年9月16日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、川上弘一。

賛成者、七飯町議会議員、中島勝也議員、中川友規議員、長谷川生人議員、青山金助議員、澤出明宏議員、若山雅行議員。

「子どもの貧困」解消など教育予算の確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度であります。

この制度における国の負担率が2006年に1/2から1/3に変更されました。

教育の機会均等を確保するためにも、国は義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要であります。

そして、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる、少人数学級の実現と教職員の多忙化

解消は不可欠であります。

また、2019年3月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、子どもの貧困率は、全国で15.23%（7人に1人）、北海道では21.04%（5人に1人）となっており、低所得家庭に対するサポートの多くは、各自治体の独自予算に頼っている側面が拭いきれません。

教育に関わる予算の捻出を各自治体任せにするのではなく、国が応分の教育予算を賄う措置が必要であります。

さらに、新型コロナウイルス対策による経済の停滞により、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちはもちろん、様々な経済的理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

これらのことから、国に対し教育予算の十分な確保・拡充、就学保障の充実等、以下の事項の実現を求めるものであります。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費が無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元するよう要請します。

2、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく、子どもたちの教育を保障するため、教職員定数改善の早期実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3、教育に関わる保護者の費用負担を軽減するため、給食費・修学旅行費・教材費などの無償化、自治体ごとの図書費の充実など、国は教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4、就学援助制度・奨学金制度の拡充など、就学保障の充実に向け、国は予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生担当大臣、規制改革担当大臣。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
これより討論を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。
これより採決を行います。

発議案第7号「子どもの貧困」解消など教育予算の確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13

発議案第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（木下 敏） 日程第13 発議案第8号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○14番（中川友規） それでは、読み上げて提案いたします。

発議案第8号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和2年9月16日。

七飯町議会議長木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、中川友規。

賛成者、七飯町議会議員、長谷川生人議員、澤出明宏議員、平松俊一議員、川村主税議員、田村敏郎議員、畑中静一議員。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直し

は、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上で提案を終わります。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

発議案第8号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14

発議案第9号 種苗法改正に関する意見書

○議長（木下 敏） 日程第14 発議案第9号種苗法改正に関する意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 提案するに当たりまして、一言申し添えさせていただきます。

今回の種苗法改正で、農家の自家増殖を禁止する、廃止するという方向が打ち出されております

が、自家増殖につきましては、2018年の国連の農民の権利宣言の中で、地域の伝統的な品種の保存、利用、そして自家増殖は農民の権利であるというふうに定められております。そのことを申し添えまして、意見書の提案をさせていただきます。

発議案第9号種苗法改正に関する意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年9月16日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、上野武彦。

賛成者、七飯町議会議員、池田誠悦議員、川村主税議員、坂本繁議員、澤出明宏議員、若山雅行議員。

それでは、読み上げて提案させていただきます。

種苗法改正に関する意見書

先の通常国会で提出された種苗法改正（案）は継続審議となりました。政府は提案理由として、一つは、農家の自家増殖を規制することで、イチゴやシャインマスカットなどの優良品種の海外流出を防げること。二つは、自家増殖は種苗会社が新品種を育成する意欲を失うので、許諾性（許可制）にするということです。

しかし、2017年11月、農水省が「海外流出を防ぐには海外で品種登録を行うことが唯一の対策」と答えているように、自家増殖の規制では海外流出防止になりません。今でも多くの農家は種苗費に多額の支出をしており、種苗会社は利益を求めて新品種の開発にしのぎを削っています。

現行の種苗法は、種苗を開発した育成者の権利（育成権者）と農家の権利（自家増殖）のバランスを考慮して作られてきた法律であり、「改正」する理由がありません。育成権者と農家の自家増殖は車の両輪であり、どちらかに偏れば農業という車は回らなくなります。

遺伝子組み換えやゲノム編集の技術で品種改良を行えば新たな育成権が生まれ、農家は高額な種子代金を毎年支払い続けることになり、新たな負担になります。

農家が自家増殖して育成してきた多種多様な品

種と栽培技術が失われることは、気候変動などへの対応力を低下させ、日本の多様な食文化や食の安全安心を願う多くの消費者の願いにも反することになります。

よって、国会及び政府においては、「自家増殖」について試験研究等の機関はもとより農家並びに消費者の声を広く聞くとともに、種苗法「改正」案は廃案にするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、総務大臣、経済産業大臣。

以上であります。よろしく御審議ください。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。中川議員。

○14番（中川友規） 議事進行と迷ったのですが、上野議員の提案説明の中で、先ほど意見書に載っていない冒頭の説明の中で、農家の権利であるとか、何か非常に大事なことが述べられていたので、なぜそういう大事なことをこの意見書に入れなかったのかなという、ただそれだけで、反対とかそういうようなことではないのですけれども、先ほど冒頭に大事なようなことを言っていましたので、そういう大事なことをあえて農家さんの権利というのであれば入れたほうがよかったのではないかなと思ったので、その1点だけです。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） この意見書案につきましては、ほかから提案されたものでありまして、北海道のそういう生産者組合といいますか、農協関係の生産者組合のほうからの提案された文書であります。私はこの文書を基本にしまして、ただ、今のこの種苗法について理解するためには、全国的といいますか、ほかの国連などの一般的にほかで行われている種苗の取り扱いといいますか、要するに自家栽培というか、これについてはどのような扱いだったのかということをつけ加えさせていただいたということで、最初の文書に入っておりませんでしたので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） ほかから来たものをそのまま出したということだと思のですけれども、先ほど冒頭でそういう思いを話されていたので、それを入れたほうが、本来、議事進行でやるべきだったことかもしれないのですけれども、やはり提案説明のときというのは、基本的にはこの文書で提案を皆さんやっているものですから、やはりそういう思いがあるのであれば、きちっとここに載せたほうがいいのかと思うのですけれども、その点について。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） おっしゃることは十分理解いたしました。今後もその辺については十分考慮してまいりたいと思います。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

発議案第9号種苗法改正に関する意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15

発議案第10号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

○議長（木下 敏） 日程第15 発議案第10号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

上野武彦規議員。

○9番（上野武彦） それでは、意見書を提案させていただきますわけですが、提案する前に、一言皆

さんに訴えさせていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 上野議員、先ほども同じことを言われているので、まず提案文書を読んで、もし付け加えることがあるのであれば、こういうことも加味して考えてくださいと、最後に言ってください。

○9番（上野武彦） では、そういう方向でやらせていただきます。

発議案第10号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年9月17日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議會議員、上野武彦。

賛成者、七飯町議會議員、中島勝也議員、池田誠悦議員、若山雅行議員、平松俊一議員。

それでは、読み上げて提案をさせていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上、初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに、私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印、批准、参加が開始されて以降、国際政治でも、各国でも前向きな変化が生まれています。条約調印国は、アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の84か国、批准国は44か国となり、発行に必要な条件50か国まで残り6か国となっています。

広島、長崎の被爆者らが2016年に始めた核兵器廃絶の「ヒバクシャ国際署名」が1,184万筆を超え、10月に国連に提出される予定です。

唯一の被爆国である日本政府は、核兵器禁止条約に背を向ける態度をただちに改め、核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。

以上であります。

一言付け加えさせていただきたいと思います。

この意見書を皆さんに賛同いただいたときには、9月17日でありました。その後、21日に新たな国が批准しまして、現在ではあと5か国となっています。

そういう中で、被爆国である日本がこの核兵器禁止条約の批准をしないということは非常に残念なことです。ぜひともこの意見書を通して、日本政府に鋭意批准への動きをするよう求めていますというふうに思っております。

それで、現在の状況ですけれども、国連では2017年の7月7日、122か国によって採択されまして、50か国の批准によって成立するわけです。成立後、90日後にこの条約が発行することになっております。あと5か国というような状況でありますので、ぜひとも皆さんの御賛同を得まして、この意見書を通していただきたいなと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

畑中静一議員。

○7番（畑中静一） 上野議員、大変立派な意見書、御苦労さまでございます。

私、ちょっと不勉強なものですから、二、三、教えていただきたいなと思ってここに立ったわけでございます。

まず一つ目、この意見書というのはどの団体から提出して欲しいというふうに来たものなのですか。まずそれが1点です。

それから、2点目として、この意見書案の文の中の約10行目に当たりますか。その中で、「また条約は、核保有国の条約の」云々となっておりますが、ここでいう核保有国はどのような国なのですかということ、これが2点目です。

3点目として、この文中の15から16行にわたる文なのですが、「また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。」と、そうとなっておりますが……。失礼しました、間違えました。15、16行目の文というのは、「2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも前向きな変化が生まれています。」と、こう述べられておりますけれども、この前向きな変化というのは具体的にどういう変化なのか、教えていただきたいと思います。

それから、4点目、これは文中の21行目になりますか、その文はどんな文かという、「唯一の被爆国である日本政府は、核兵器禁止条約に背を向ける態度をただちに改め、」となっておりますが、どうも私は、日本政府の態度に疑問を抱くというのですか、本当に日本政府というのはこういう態度をしているのか、そして、もし提案者がおわかりでしたら、こういったもののわけ、どうして条約の参加、調印、批准というものに対してこういう態度をとっているか、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 意見書はどの団体からということでしたけれども、これは被爆者団体のほうからの意見書、提案であります。何という団体

だったかというのは、書類をここに持ち込んでおりませんので、それはちょっと失礼させていただきます。

それから、核保有国ということでおっしゃいましたけれども、アメリカ、フランス、イギリス、ドイツ、それから、中国とインドですか、あとどこでしたか、細かいところがちょっと出てまいりません。済みませんけれども、アメリカ、フランス、イギリス、ドイツ、それから中国、インド、ロシア、今ちょっと出てくるのはそれくらいですけれども、抜けているのがありましたら申し訳ありません。

前向きな変化というのは、この間にどんどん批准する国がふえてきているということですので、当初に比べると、本当に小さな国など、例えば今回、太平洋のマルタ島、マルタという島、国なのですけれども、45か国目の調印をしているというようなことがあります。あと5か国でこの条約が成立するということまで来ているということ、50か国であった批准国がどんどん減って行って、あと5か国になっているということは大きな前進であると思えますし、前向きな変化であるというふうに思っております。

それから、日本政府が核兵器廃絶条約に背を向ける態度というのは、これは一向に核被爆国でありながら批准をしないということで、その理由として、アメリカなどの核保有国との間の橋渡しをするというような理由をつけて、今まで批准ということには前向きな姿勢を示してこなかったということです。今回のこの意見書によりまして、首相も変わったことですので、何とか50か国の中に核保有国の日本が……（発言する者あり）ちょっと間違えました。被爆国である日本が批准をするという方向で意見書をぜひ通していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 畑中静一議員。

○7番（畑中静一） 1番目のところ、どこの団体ですかと聞いたとき、余り聞こえなかったものですから。

それと、先ほどの2番目の質問の中で、核保有国とはどんな国ですかと言ったのは、これは基本

的な、こういう提出者であれば覚えておかなければならない事項かなと思っています。あなたが言われたのは、いわゆるドイツとおっしゃっていましたけれども、フランスですよ。

それはどうでもいいのですけれども、最後の部分について、何で日本政府は背を向けるのかということだったのですけれども、どうも提案者の説明では、アメリカとほかの国の橋渡し云々というのですけれども、そうでなくて、私は逆に、この問題については、日本の場合はアメリカの核の傘の下にあるというふうな認識を私は持っているのですよ。そうなれば、日本自体がこの条約に共鳴、あるいは参加、署名することはどういうことを意味するかというと、アメリカの核保有を、いわゆる否定することなのです。そうなれば、もしそうなった場合には、アメリカから、あなたの国は自分で自分の身を守りなさいというようなことになるのです。ですから、先ほどの申された考えについては若干ずれがあるなと思っていますけれども、その辺についてもう一度お願いいたします。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 先ほどフランスは言いましたけれども。

それで、核の傘にいる日本が批准するとアメリカとの関係が問題になるというふうにおっしゃいましたけれども、日本政府が批准しない理由として上げたのが、先ほど言いました、そういう核保有国とそうでない国との間の橋渡しをするために批准をしないのだと、そういう役割を果たすのだというようなことは日本政府の発言でありましたので、それはそういうことではないかというふうに思っております。

○議長（木下 敏） 畑中静一議員。

○7番（畑中静一） 最後の問題について、いわゆるアメリカは核保有国です。それと、保有していない国との橋渡しをする、これは立派な、私から言うと、貢献なのです。いわゆる核兵器を拡散しないというような立派な貢献だと思いますから、背を向けているというような、こういう表現の仕方は、やっぱり私からすると、遺憾だなという思いでありますので、その辺を、これで最後

にします。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、畑中議員が、橋渡しをするということは貢献であるというようなことをおっしゃいましたけれども、核兵器禁止条約を今進めようとする国際社会の中で、実際は禁止条約を進める、調印を進める、そういう方向で努力しているかという、そうではない。橋渡しと言いながら、何の成果も上げないような立場をとっているということと、それから、日本政府は、被爆国でありながら、この条約に調印しないということは、日本国民に対して背信行為でもあるということが言えると思うので、その辺については何としてもこの意見書は皆さんに御協力いただいて、日本政府に提出していけたらというふうに思っております。

○議長（木下 敏） もう4回目。

ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

畑中静一議員。

○7番（畑中静一） 私は、日本政府に核兵器禁止条約の参加、調印、批准を求める意見書に対する反対討論をいたします。

まず一つ目は、この条約文は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用と、その威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止するとうたい、核軍縮に取り組む上で、人道と安全保障の二つの観点から考慮しなければならないと思います。核兵器禁止条約では、この安全保障の観点が踏まえられていません。まずそれが一つ目の反対の理由です。

二つ目として、条約調印国云々の84か国、批准国は44か国となり、発行に必要な条件、50か国まで、先ほど提案者も言っていましたけれども、あと5か国なのです、今現在では。たとえ数年後に50か国になったとしても、この条約調印国の中に、米国、ロシア、中国、イギリス、フランス等の先進国、あるいは大国が参加しない限り、実効性に乏しいと思います。そこで、この案には、2点目として、反対いたします。

3点目は、日本は終戦後、戦争をしない平和国家を宣言している国であります。また、核について、平和利用はするが、核兵器を持たない国となっております。このため、米国との安全保障条約を締結し、米国の核の傘の下で安全、平和を維持しているところであります。このため、日本が核兵器禁止条約に参加することになれば、米国の核保有を否定することになり、安全保障上ではできないものとなります。よって、3点目として、反対いたします。

4点目は、日本政府の立場として、現実的な核軍縮を前進する道筋を追究することが必要であり、核保有国や核兵器禁止条約支持国を含む国際社会における、先ほど提案者も言っていました、橋渡し役を果たしているわけです。いわゆる現実的かつ実践的な取り組みを粘り強く進めているところでございます。

よって、私は、核兵器禁止条約の参加、調印、批准を日本政府に求める意見書に反対いたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

発議案第10号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（木下 敏） 日程第16 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務財政常任委員長から、目下委員会で調査中の特定の案件について、調査が不十分で終了していないため、会議規則第74条の規定により、継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査を許可することに決定いたしました。

日程第17

閉会中の委員会活動の承認について

○議長(木下 敏) 日程第17 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、経済産業常任委員会及び議会運営委員会から、特定の案件について、閉会中に委員会活動を行いたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会申し出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、各委員会申し出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長(木下 敏) 以上で、本定例会に付議された全ての案件の審査は終了いたしました。

よって、令和2年第3回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時28分 閉会

